

令和7年度おかやまグリーン成長支援事業業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度おかやまグリーン成長支援事業業務

2 事業の目的及び概要

カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の動きを県内企業のビジネスチャンスにつなげるため、専属のコーディネーター2名による伴走を通じた支援により、グリーン成長戦略に掲げられた成長が期待される分野（以下「グリーン成長分野」という。）における県内企業の研究開発や製品開発等を促進する。

3 業務内容

委託する業務の範囲は、次のとおりとする。

なお、下記（4）を除く業務の実施に当たっては、専属のコーディネーターを2名配置し、企業を伴走支援すること。

（1）グリーン成長技術連携支援強化事業

専属コーディネーターの伴走により、新技術・新製品の研究開発から社会実装に至るまでの各フェーズにおける県内企業の取組を支援する。

なお、伴走支援は次の業務を基本とし、企業のニーズに応じて柔軟に対応すること。

ア 訪問活動等による各種情報の収集並びに当該情報の県内企業への提供及びデータベース化

（各種情報の例）

- ・県内外の中小企業や大学を含む研究機関等のグリーン成長分野における最新技術動向や技術ニーズ・シーズ等
- ・水島コンビナート関連企業を始めとする県内外の大企業（中小企業基本法第2条に規定する中小企業の反対解釈とする。）のカーボンニュートラルへの対応や最新技術動向、技術ニーズ・シーズ等

イ 県内中小企業と他企業や大学を含む研究機関、工業技術センター等各種支援機関とのマッチング、共同研究等のコーディネートやオープンイノベーションの推進

ウ 「グリーン成長研究開発プロジェクト創成事業」に係る申請企業の掘り起こし、申請支援、推進内容に対する情報提供、事業化の推進に向けたマッチング、推進内容・研究成果についてのとりまとめ

エ 国の競争的資金等の研究開発資金獲得のための支援

オ 関係機関との情報共有等による連携強化 など

（2）グリーン成長分野参入促進事業

県内企業がグリーン成長分野への進出を検討するための関連分野の市場・技術動向及び進出のきっかけになるための川下企業の技術ニーズの情報提供を、セミナーを通じて、企画開催するとともに、先進企業及び県内研究機関のシーズを発信するシーズ発信会を開催する。

また、参加した企業に対して上記（1）に準ずる支援や下記（3）につながるフォローアッ

ブを行う。

なお、専属コーディネーターは、セミナー及びシーズ発信会の企画から参加企業へのフォローアップまで主体的に関わること。

〈実施要件〉

- ・セミナー 1 回開催
- ・シーズ発信会 1 回開催

(3) グリーン成長コンソーシアム育成事業

県内企業等で構成するグリーン成長分野別・技術分野別の組織（コンソーシアム）において、専門家を招聘した勉強会や先進企業等の視察を行い、新技術・新製品の開発等に向けた共同研究等を促進する。

専属コーディネーターは、コンソーシアムへの目的に沿った運営を行うとともに、勉強会及び企業視察の企画実施を通じた共同研究等に向けた機運の醸成を行うこと。

〈実施要件〉

- ・勉強会 4 回程度開催（原則、2 分野×2 回）
- ・先進企業等の視察 2 回程度開催（原則、2 分野×1 回）

(4) ものづくり企業の L C A 対応支援事業

県内企業が市場や川下企業からの脱炭素化要請に対応できるよう、L C A（ライフサイクルアセスメント）を学ぶためのセミナーや講座等を行う。

〈実施要件〉

- ・普及啓発のためのセミナー 1 回開催
- ・実務者向け講座（入門レベル） 2 回程度開催

4 実績報告書等の提出

受託者は、委託業務が終了したときは速やかに実績報告書等を提出すること。

5 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

6 委託限度額

37,743,483円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

7 業務に係る留意事項

(1) 業務の実施に当たっては、県と十分協議し、県の指示に従うこと。

(2) 専門的知識を有する職員を配置するなど必要な実施体制を組むとともに、業務の進捗を管理する責任者や会計、庶務に関する担当者を明確にするなど、組織体制を整えた上で、必要な関係職員を配置し、効率的な業務の推進に努めること。

(3) コーディネーターの活動予定を適宜県に報告するとともに、企業の支援状況について情報共有を図ること。また、業務方針の確認や情報交換等を行うため、原則、月1回以上県と打ち合わせを行うこと。

- (4) コーディネーターの活動状況（ヒアリング状況、ニーズ・シーズの把握、マッチングの実施状況、各コンソーシアムの活動状況、補助金採択企業の推進状況、企業等のデータベース化作成状況等）を報告書にまとめ、四半期ごとに県に報告すること。
- (5) 業務に関する出納を明らかにするため、その支出を証する書類を整理し、経理についての帳簿を備え、業務が完了した日から5年間保管すること。また、県が帳簿の提示等を求めたときは、速やかに対応すること。
- (6) 業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、当該業務を効果的に遂行することのできる者にその一部を再委託することができる。
- (7) 県、受託者双方の責めに帰することができない事由によって業務を遂行することができなくなったときは、双方が協議してこの業務委託契約を解除し、又は変更することができる。
- (8) 受託者が業務を履行しない場合において、県が相当の期間を定めて受託者に催告し、その期間内に当該履行がないときは、県は、業務委託契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における業務の不履行が取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。ただし、次に掲げる場合には、県は、催告をすることなく、直ちに業務委託契約を解除することができる。
- ア 業務の全部の履行が不能であるとき。
 - イ 受託者が業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ウ 業務の一部の履行が不能である場合又は受託者が一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは業務の目的を達成することができないとき。
- (9) 上記(8)の規定にかかわらず、県は、受託者が次のいずれかに該当するときは、業務委託契約を解除することができる。
- ア 役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。
 - ウ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - エ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (10) 受託者は、業務の実施に際して知り得た事実を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得た場合は、この限りでない。

8 その他

業務の実施に当たり、業務委託契約書又は本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と受託者の協議により決定する。